

[事案 25-190] 保険料振替貸付利息免除請求

・平成 27 年 2 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料振替口座の変更手続きが請求どおり行われず、自動振替貸付が実施されたことを不服として、自動振替貸付利息の取り消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年10月に契約した終身保険（契約A）および平成4年6月に契約した年金保険（契約B）につき、保険料振替口座を変更するため、平成24年に生命保険料口座振替申込書・自動払込利用申込書（1通で両契約の振替口座の変更を請求）を保険会社に送付した。

ところが、契約Aの保険料支払遅延を理由に、振替口座の変更手続きが行われず、契約A、契約Bについて、平成24年11月分以降の保険料（契約A）、同年12月分以降の保険料（契約B）について自動振替貸付が行われた。募集人からは何の連絡もなかったため、自動振替貸付を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は平成24年11月分（契約A）の保険料支払を遅延しており、口座変更手続きはできなかった。
- (2) 募集人は、平成24年12月以降、申立人に毎週何度も電話し、自宅を訪問しメモを残すなどしたが申立人からは反応がなかった。
- (3) 保険会社は申立人に対し、保険料支払いに関する各種通知を送付し、申立人は同封された保険料振込用紙で貸付金を返済していることから、支払遅延は申立人によって認識されていた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款規定

- (1) 契約A、契約Bの約款では、「保険料が払い込まれないままで猶予期間を経過した場合でも、会社は、・・・保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱はしません。」と規定されている。
- (2) 申立人が保険会社に、あらかじめ自動振替貸付の適用について反対の申出をした事実は認められず、自動振替貸付は約款にもとづき有効に成立しており、取消事由を見出すことはできない。

2. 信義則違反または権利濫用についての検討

もっとも、保険会社の対応状況によっては、本自動振替貸付が信義則違反または権利濫用と評価される余地が全くないとは言えないので、この点につき検討する。

- (1) 募集人の事情聴取により、以下の事実が認められる。

- ①募集人は、契約Aの平成24年11月分保険料が口座振り替えできなかったことを同年12月上旬に知った。
 - ②契約Bの保険料は延滞されておらず、振替口座変更手続は可能であったが、契約A、契約Bの振替口座の変更が1通の申込書でなされていたので、契約Bのみ振替口座変更して良いか申立人の意向を確認するため、日時や手法を変え、連絡をとろうと努力した。
 - ③保険会社は、契約A、契約Bの保険料の支払いについて、「生命保険料口座振替のご案内」、「保険料のお振替えができませんでした」、「保険料お立替えとご返済のご案内（自動振替貸付）」などの書面を申立人に送付していることが窺われる。
- (2)以上の事実を総合斟酌すると、募集人は申立人と連絡をとるために十二分の努力をしていると評価すべきであり、さらに、保険会社も申立人に対し、口座振替ができなかったことや自動振替貸付が行われたことを通知しているので、本自動振替貸付が信義則違反または権利濫用であると評価できる余地はない。